

入管庁法第 56 号
開発 0930 第 2 号
令和 4 年 9 月 30 日

外国人技能実習機構理事長 殿

出入国在留管理庁次長
(公 印 省 略)
厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報等の取扱い等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示」の制定について

今般、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 12 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法における職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の改正により新設された同法第 5 条の 4 の求人等に関する情報の的確な表示に関する規定について、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 27 条第 2 項の規定により監理団体が行う技能実習職業紹介事業に対しても読み替えて適用することとされたところ、これに伴う所要の措置を講ずるため、本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 4 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「改正省令」という。）（別添 1）及び「監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示」（令和 4 年法務省・厚生労働省告示第 2 号。以下「改正告示」という。）（別添 2）が公布され、令和 4 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

改正省令及び改正告示の内容は下記のとおりですので、貴機構におかれましては、今後の業務の運営に当たり十分に御留意ください。

記

第 1 改正省令の内容

1. 求人等に関する情報の的確な表示について

ア 監理団体が求人等に関する情報の提供を行うに当たって、法第 27 条第 2 項の規定により読み替えて適用される職業安定法第 5 条の 4 第 1 項及び第 3 項による義務が課せ

られることとなる主務省令で定める方法として、書面の交付、ファックス及び電子メール等並びに著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する放送、有線放送及び自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回路を接続してする方法その他これらに類する方法を定めることとするもの。

イ 求人等に関する情報に、以下のものを含めることとするもの。

（ア）自ら又は団体監理型実習実施者等に関する情報

（イ）法に基づく業務の実績に関する情報

ウ 監理団体が求人等に関する情報を提供するにあたっては、以下に掲げる措置を講じなければならないものとするもの。

（ア）当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあった場合、遅滞なく当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

（イ）当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者に内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

（ウ）次のいずれかの措置

- ・ 団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対し、定期的に求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報が最新かどうかを確認すること。
- ・ 求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報の時点を明らかにすること。

2. その他所要の改正を行うもの。

第2 改正告示の内容

1. 求人等に関する情報の的確な表示に関する事項について

ア 監理団体は、広告等により求人等に関する情報を提供するにあたっては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号）第 32 条第 3 項各号に掲げる事項並びに第 2 の 1 の（3）ロ及びハにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこととするもの。

イ 監理団体は、広告等により求人等に関する情報を提供するにあたっては、団体監理型技能実習生等に誤解を生じさせることのないよう以下の事項について留意することとするもの。

（ア）関係会社を有する団体監理型実習実施者等が団体監理型技能実習生等の募集を行う場合、団体監理型技能実習生等を雇用する予定の団体監理型実習実施者等を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。

（イ）賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

（ウ）職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

ウ 監理団体は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施

行規則第 32 条の 2 第 3 項第 3 号イ及びロに掲げる措置を可能な限りいずれも講ずることが望ましいこととするもの。

2. 監理団体の責務等に関する事項について

次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、監理団体の許可が必要であることとすること。また、宣伝広告の内容、団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等との間の契約内容等の実態から判断して、団体監理型実習実施者等に団体監理型技能実習生等を、又は団体監理型技能実習生等に団体監理型実習実施者等をあつせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可が必要であることとするもの。

ア 団体監理型技能実習生等に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

イ 団体監理型技能実習生等に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に応じて加工し、提供を行うこと。

ウ 団体監理型技能実習生等と団体監理型実習実施者等との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

3. 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱いに関する事項について

ア 個人情報の収集、保管及び使用

(ア) 監理団体は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集するものとするもの。

(イ) 監理団体は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこととするもの。

(ウ) 監理団体は、団体監理型技能実習生等本人の同意を得る際には以下に掲げるところによらなければならないこととするもの。

- ・ 同意を求める事項について、団体監理型技能実習生等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
- ・ 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、使用し、又は保管することに対する同意を技能実習に係る職業紹介の条件としないこと。
- ・ 団体監理型技能実習生等の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

4. その他所要の規定の整備を行うもの。

以上